

第41号議案

春日市総合計画条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年6月13日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

総合的かつ計画的な市政運営を図るために策定する総合計画の重要性に鑑み、その位置付け、策定手続等を定めるものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市の総合計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市政全般にわたる総合的な計画であつて、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されるものをいう。
- (2) 基本構想 総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市が目指す将来像並びに市のまちづくりの基本的な理念及び方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき策定する市政全般に係る基本的な施策に関する計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき策定する具体的な事務事業の実施に関する計画をいう。

(策定)

第3条 市長は、総合計画を策定しなければならない。

(調査等)

第4条 市長は、総合計画の策定に当たっては、地域の実情、社会情勢の変化等を踏まえた上で、適切な計画の期間を定め、当該期間における行財政に関する見通しについて調査及び検討を行うものとする。

2 市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、これらの内容に市民の意見を十分に反映させるため必要な措置を講じなければならない。

(春日市総合計画審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想の策定、変更又は廃止(以下「策定等」という。)をしようとするときは、あらかじめ、春日市総合計画審議会条例(昭和45年条例第27号)に規定する春日市総合計画審議会に諮問するものとする。ただし、基本構想の変更をしようとする場合であつて、当該変更が軽微なものであると市長が認めるときは、この限りでない。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想の策定等をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第7条 市長は、総合計画の策定等をしたときは、その内容を公表しなければならない。

(総合計画への適合)

第8条 市長その他の執行機関は、市の施策に関する計画の策定又は変更をしようとするときは、総合計画に適合したものとなるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に策定する総合計画について適用し、同日前に策定した総合計画については、なお従前の例による。

(春日市総合計画審議会条例の一部改正)

3 春日市総合計画審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条中「本市の将来目標と総合計画を明らかにし、市勢の振興をはかる春日市総合計画」を「春日市総合計画条例(令和元年条例第 号)第2条第1号に規定する総合計画」に改める。